

○財務省告示第五百四十六号

省令第三十号（昭和五十七年大蔵
成十五年七月二十二日に発行した利付国債の発行
条件等を次のとおり告示する。

平成十五年八月八日

財務大臣臨時代理

國務大臣 亀井 善之

一 名称及び記 利付国庫債券（二年）（第二百十

二 発行の根拠 平成十五年度における公債の發

の法律及びそ 行の特例に関する法律（平成十

三 振替法の適 項及び財政融資資金特別會計法

四 發行方法 第十一條第一項

（昭和二十六年法律第一百一号）

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

価格を競争に付して行われる入

札（以下「価格競争入札」とい

う。）による發行（以下「価格競

争入札發行」という。）及び価格

競争入札と同時に行われる入札

であつて、価格競争入札におい

て定められた利率をその利率と

し、価格競争入札において募入

の決定を受けた各申込みの応募

価格を募入額により加重平均し

て得られる価格をその發行価格

とするものによる發行（以下「

五 募入決定の

非競争入札發行」という。）

イ 価格競争
ロ 入札発行
非競争入札発行

十二 利率
十三 経過利率
十四 払込み

額面金額百円につき百円八銭以
上の金額の応募価格
額面金額百円につき百円八銭
年〇・一パーセント
は、募入決定の通知を受けた者
は、払込金額に加えて、次の算
式により算出した金額を第二
十号に規定する期日に払い込
むものとする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times 0.1}{100} \times \frac{2}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるもの
も、のとして振替口座簿中の口
座に記載又は記録されるもの
に、ついては、前記(一)の算式に
より算出した金額から当該金額
（額に百分の二十を乗じた金額
）を控除することができる。
平成十六年一月二十日を以て
平成十六年一月二十日を以て
とし、次の算式により算出した
金額を支払う。ただし、支払期
金の支払う。ただし、支払期
が銀行休業日に当たるときは、
その翌営業日に支払う（以下、
次号及び第十六号において規定
する期日について同じ。）。

十四 初期利子

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.1}{100} \times \frac{1}{2}$$

二十	十九	十八	十七	十六	十五
払込期日	者入札参加	払場所	元利金支	償還金額	償還期限
平成十五年七月二十二日	財務大臣から通知を受けた者	日本銀行	額面金額	平成十七年七月二十日	利子を払う。
					て、その日以前六月間に属する
					を、支払期とし、各支払期におい
					毎年一月二十日及び七月二十日
					後の二期子以